

# 介護老人保健施設リバーサイド悠悠 施設サービス運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団実践会が開設する介護老人保健施設リバーサイド悠悠（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設リバーサイド悠悠
- (2) 開設年月日 平成9年4月15日
- (3) 所在地 岐阜県関市倉知字下野1712番地
- (4) 電話番号 0575-23-6500 FAX番号 0575-21-0488
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2150280036号)

## (従業員の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 管理者     | 1人  |
| (2) 医師      | 2人  |
| (3) 看護職員    | 8人  |
| (4) 介護職員    | 27人 |
| (5) 支援相談員   | 1人  |
| (6) 理学療法士   | 3人  |
| 作業療法士       | 2人  |
| (7) 管理栄養士   | 1人  |
| (8) 介護支援専門員 | 1人  |

(9) 事務員、調理員その他従業者 実情に応じた適当人数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、96人とする。

(入所条件)

第8条 当施設に入所することができる者は、介護保険法に規定された次に該当するものである。  
被保険者（市区町村）の認定を受けた、要介護度1から5までの者。

(利用手続)

第9条 施設の利用に関する手続は、次の各号の手続を確認してから行なうものとする。

- (1) 施設療養に関する医療受給資格、介護保険被保険者証
  - (2) 利用料など（別示）の負担能力
- 2 前項に規定する確認は、被保険者証（有効期限、介護認定有無）及び健康手帳の提出並びに申込書の提出を受けるところによる。
- 3 利用者の決定は、別に定める契約書の作成によるものとし、この契約書は施設、利用者が各1通を保持する。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第10条 当施設で行なうサービスは

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事の提供
- (3) 口腔衛生
- (4) 入浴（一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- (5) 医学的管理・看護
- (6) 介護（退所時の支援）
- (7) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) 洗濯

を実施するが、利用者の同意を得て実施するものとする。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日用品費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払い

を受ける。

- (4) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（当施設からの退所）

第12条 当施設は次に掲げる場合には、該当する者を退所させることができる。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び扶養者が、約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合（乱暴な言動や迷惑な行動があった場合等）
- (6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（苦情等の処理）

第13条 当施設は、提供するサービスに対する要望や苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、処理体制と手順の構築及び記録の整備等必要な措置を講じる。

- 2 管理者への直行便として所定の場所に設置する「ご意見箱」を設置し要望や苦情に対して、速やかに検討し必要な改善と説明を行うものとする。
- 3 当施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提供・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導・助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 4 当施設は、提供するサービスに関して、岐阜県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導・助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会時間を9時00分～19時00分とする。
- ・ 外出・外泊は、付添者、身元引受人が付き添って、外出・外泊先、日時及び帰所予定日を明らかにする。
- ・ 飲酒を禁止する。
- ・ 喫煙は指定された場所以外では禁止する。
- ・ 火気の取扱いには注意する。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は施設長の指示に従う。
- ・ ペットの持ち込みを禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### （職員の服務規律）

第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### （職員の質の確保）

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### （職員の勤務条件）

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団実践会の就業規則による。

#### （職員の健康管理）

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

第 20 条 当施設は、安全かつ適切に介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び事故発生時の対応の指針を整備し、サービス提供時に事故が発生した場合、利用者に対して必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会の開催及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### （業務継続計画の策定等）

第 21 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### （衛生管理）

第 22 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症のまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体の拘束等)

- 第23条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、家族等へ同意の下、行うこととする。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図る為、以下に掲げる事項を実施します。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第24条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第25条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
  - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団実践会介護老人保健施設リバーサイド悠悠の役員会において定めるものとする。

- 付則 平成17年10月1日より施行する。  
平成18年4月1日より施行する。  
平成19年4月1日より施行する。  
平成25年4月1日より施行する。  
令和6年4月1日より施行する。